

マサチューセッツ州における主要な法律と規制について

■ 無免許運転

【居住者の場合】

マサチューセッツ州に住民登録している方は、以下のいずれかを満たしていなければ運転できません。

- MA 州の有効な運転免許証を保持
 - 他州・他国の免許を MA 州に切り替える手続きを行い、第 8 条に基づく「申請受領証 (receipt)」を所持
 - 第 8B 条に基づく有効な仮免許 (learner's permit) を所持
- ※免許停止・取消中は他州登録の車両でも運転不可。

【非居住者の場合】

以下の条件をすべて満たせば、州の免許がなくても運転可能：

- 自国・他州で有効な免許を所持
- 英語表記でない場合、国際免許証または写真付きの英訳書類を携行
- 発行国が MA 州と同等の運転基準を採用していること

👉 詳細情報：[運転免許に関する法律 \(Section 3\)](#)

👉 [外国免許での運転ガイド](#)

👉 [外国免許からの切替可否](#)

■ 飲酒運転 (DUI/OUI)

【21 歳以上】

- 血中アルコール濃度 (BAC) が 0.08%以上：免許最大 30 日停止
- アルコールや薬物等の影響下で運転：罰金 500~5,000 ドル、2.5 年以下の拘禁、またはその両方

【21 歳未満】

- BAC が 0.02%以上：免許最大 30 日停止

【その他】

- 車内でのアルコール所持にも制限あり（開封容器禁止）

👉 [関連法 \(Section 24\)](#)

👉 [21 歳以上の飲酒違反情報](#)

👉 [公共の場でのアルコール所持 \(Section 24I\)](#)

👉 [飲酒・薬物運転に関する法令まとめ](#)

■ 公共の場における飲酒

- 州全体で一律の禁止法はなく、州法＋各自治体の条例によって規制されます
- 州立公園やキャンプ場ではアルコール禁止
- 各市町村で公共飲酒を明確に禁止（例：Haverhill 市・Nantucket 市など）

👉 [州立公園規制](#)

👉 [Haverhill 市条例](#)

👉 [Nantucket 市条例](#)

■ 家庭内暴力 (DV)

- 一般法 209A 章に基づき、接近禁止命令などの措置が可能
- 2024 年法改正により「強制的支配 (coercive control)」も DV に含まれ、身体的暴力がなくても処罰対象に
- 初犯でも最大 2 年半の拘禁または 5,000 ドル以下の罰金。再犯や悪質事案では最大 15 年の懲役

👉 [家庭内暴力に関する法律まとめ](#)

■ 児童虐待・ネグレクト

- M.G.L. c.119 § 21 により、必要な食事・住居・医療等を与えない行為はネグレクトとされる
- 明確な「お留守番可能年齢」の規定なし。判断は子の年齢・状況・留守時間など総合的に行われる
- 通報義務者が報告を怠ると最大 1,000 ドルの罰金

👉 [児童虐待に関する法律](#)

👉 [児童福祉に関する州法 \(c. 119\)](#)

■ 児童ポルノの所持等

- 18 歳未満の児童がわいせつに描写された画像や映像の所持・購入は禁止
- 初犯：懲役最大 5 年または罰金 (1,000～10,000 ドル)
- 再犯：最低 5 年の懲役／3 回目以降は最低 10 年

👉 [関連法情報](#)

👉 [Section 29C 原文](#)

■ 売春・買春

- すべての売買春行為が違法 (Ch. 272, § 2～13)
- 買春：最大 1 年拘禁または 500 ドル罰金
- 売春の斡旋：最大 2 年半拘禁＋最大 5,000 ドル罰金
- 14 歳未満が関与する場合、最大 10 年の懲役

👉 [売春関連法一覧](#)

■ 薬物関連法 (大麻を含む)

- 大麻：2016 年以降、21 歳以上の成人による 1 オンスまでの所持・最大 12 株までの家庭栽培が合法
- 医療用大麻：登録制で 2012 年から合法
- 公共の場や車内での使用は禁止
- 大麻以外の薬物は従来どおり厳罰 (スケジュール分類に基づく)
- 州法で合法でも**連邦法では違法**である点に注意

👉 [娯楽用大麻の法令](#)

👉 [医療用大麻の法令](#)

■ 各種リンク一覧

- [Massachusetts Registry of Motor Vehicles \(RMV 公式\)](#)

よくある質問(FAQ)

Q1. 日本の運転免許証でマサチューセッツ州を運転できますか？

A. 一時滞在(旅行・短期出張など)の場合は、日本の有効な免許証と国際運転免許証、または英訳付きの運転免許証があれば運転できます。ただし、マサチューセッツ州に居住する場合は、州の免許への切り替えが必要ですが、日本の免許は切り替え対象外のため、州の運転試験を受ける必要があります。

👉 [詳細はこちら](#)

Q2. アメリカではお酒を飲んで少し運転するくらいなら大丈夫？

A. いいえ。マサチューセッツ州では、21 歳以上でも血中アルコール濃度(BAC)が 0.08%以上なら飲酒運転として処罰対象になります。また、少量の飲酒でも事故を起こせば重大な責任を問われます。21 歳未満は BAC が 0.02%以上で即違反です。

👉 [飲酒運転の詳細](#)

Q3. 公園やビーチでお酒を飲んでもいいですか？

A. 基本的に州立公園、ビーチ、公共の場所での飲酒は禁止されています。場所によっては罰金の対象になることもありますので、市町村ごとの条例も確認しましょう。

👉 [州立公園規則](#)

👉 [市町村ごとの規制例\(Haverhill 市\)](#)

Q4. 家の中のトラブル(夫婦喧嘩など)も家庭内暴力にあたりますか？

A. はい。身体的暴力に限らず、「強制的支配」(例:相手を脅す、自由を制限するなど)もDV(家庭内暴力)と見なされることがあります。2024 年からはそのような心理的・社会的な支配も処罰対象です。

👉 [家庭内暴力の詳細](#)

Q5. 子どもを何歳から一人で留守番させても大丈夫？

A. 明確な年齢制限はありません。ただし、年齢・成熟度・時間・環境などを総合的に見て、安全に留守番できないと判断されれば、育児放棄(ネグレクト)と見なされる可能性があります。

👉 [児童ネグレクトに関するガイドライン](#)

Q6. マリファナは合法なのに、使ってはいけない場面もある？

A. はい。21 歳以上による自宅での所持や使用は合法ですが、公共の場や車内での使用、州をまたぐ持ち出しは違法です。また、連邦法では依然として違法ですので注意が必要です。

👉 [マリファナに関する州法まとめ](#)

Q7. 売春は自己責任で OK ですか？

A. いいえ。マサチューセッツ州では、売春行為そのもの、勧誘、場所の提供、報酬の受け取りすべてが違法です。たとえ合意の上であっても刑罰の対象となります。

👉 [売春に関する法律](#)

Q8. 児童ポルノにあたるものを持っていたらどうなりますか？

A. 18 歳未満の児童がわいせつに写っている画像・動画などを「所持しているだけ」でも処罰対象です。罰則は非常に重く、再犯の場合は最低 5 年以上の州刑務所刑が科されることもあります。

👉 [児童ポルノ関連法](#)

Q9. 大麻や薬物の違反歴があると、将来に影響しますか？

A. はい。違法薬物の所持や販売で有罪判決を受けると、ビザや永住権取得、仕事、住宅契約などに深刻な影響が出る可能性があります。大麻でも連邦法上は違法なため、注意が必要です。

👉 [大麻と薬物に関する州のガイド](#)